

医療介護総合確保促進法に基づく県計画について

1 制度の概要

- 団塊の世代の方々が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成 26 (2014) 年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)が国において創設され、本県では平成 26 (2014) 年 12 月に設置した。
- 県では、この基金の活用に向けて策定した計画に基づき事業を実施している。

2 基金事業の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条 2 項第 2 号に掲げる事業

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※①-1、①-2、②、④、⑥が医療分、③、⑤が介護分

(1) 平成 26 年度県計画(平成 26 年 10 月作成・令和 3 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,197,466 千円 [うち令和 2 年度事業費:42,508 千円]

●令和 2 年度実施事業

ア 居宅等における医療の提供に関する事業

在宅歯科医療連携室事業	8,513 千円
在宅歯科診療設備整備費補助金	7,600 千円
訪問看護推進事業	1,790 千円
その他 5 事業	24,605 千円

(2) 平成 27 年度県計画(平成 28 年 1 月作成・令和 3 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,227,063 千円 [うち令和 2 年度事業費:一千万円]

(3) 平成 28 年度県計画(平成 28 年 12 月作成・令和元年 12 月改定)の概要

計画額(医療分) 3,244,329 千円 [うち令和 2 年度事業費:一千万円]

(4) 平成 29 年度県計画(平成 30 年 3 月作成・令和 3 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,243,880 千円 [うち令和 2 年度事業費:67,750 千円]

●令和 2 年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
高齢者疾患医療連携体制推進事業	27,750 千円
イ 医療従事者の確保に関する事業	
総合医養成推進事業	40,000 千円

(5) 平成 30 年度県計画(平成 30 年 10 月作成・令和 2 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,529,597 千円 [うち令和 2 年度事業費:69,022 千円]

●令和 2 年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
医療介護連携体制支援事業	9,022 千円
イ 医療従事者の確保に関する事業	
精神科医養成推進事業	30,000 千円
障害児者医療医師養成推進事業	30,000 千円

(6) 令和元年度県計画(令和 2 年 1 月作成・令和 3 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,805,335 千円 [うち令和 2 年度事業費:2,205,308 千円]

●令和 2 年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
回復期病床整備事業	2,155,517 千円
病床規模適正化事業	49,791 千円

(7) 令和 2 年度県計画(令和 3 年 1 月作成・令和 3 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,801,065 千円

●令和 2 年度の主な実施事業[うち令和 2 年度事業費:1,971,091 千円]

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
病床規模適正化事業	31,007 千円
地域医療構想推進事業	8,261 千円
医療介護連携体制支援事業	59,759 千円
イ 医療従事者の確保に関する事業	
産科医等支援事業	112,788 千円
地域医療支援センター事業	177,578 千円
地域医療確保修学資金貸付金	341,400 千円
看護師等養成所運営助成事業	341,574 千円
病院内保育所運営助成事業	256,203 千円
その他 15 事業	642,521 千円

(8) 令和3年度県計画(案)の概要

計画額(案)(医療分) 2,444,176千円

●令和3年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

359,789千円

回復期病床整備事業	128,757千円
病床規模適正化事業	145,371千円
地域医療構想推進事業	8,261千円
医療介護連携体制支援事業	77,400千円

イ 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業

165,072千円

ウ 居宅等における医療の提供に関する事業 0千円

在宅歯科医療連携室事業始め8事業(43,021千円)については、平成26年度基金計画執行残により事業を実施。

エ 医療従事者の確保に関する事業 1,590,007千円

産科医等支援事業	111,881千円
地域医療支援センター事業	134,024千円
地域医療確保修学資金貸付金	341,400千円
看護師等養成所運営助成事業	304,816千円
病院内保育所運営助成事業	332,450千円
その他 16事業	

オ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 329,308千円

3 県計画の策定及び事後評価について

国が定めている「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和3年度の取扱いに関する留意事項について」において、県計画を決定するにあたっては、必要に応じて医師会など地域の関係者への意見聴取を実施すること、また、事後評価を行うに当たっては、都道府県医療審議会等からの意見聴取をして実施するものとされている。

* 国の新しい柱として、「イ 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業」が創設され、令和3年度から基金事業として実施。(令和2年度は国庫補助事業として実施。)

<事業概要>

医療機関が地域医療構想に即した病床機能再編を実施した場合に、減少する病床数に応じた交付金を支給する。

* 「オ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」が創設され、令和3年度から実施。(令和2年度は国の整理上、「エ 医療従事者の確保に関する事業」の中で事業実施。)